



広報 ふっさ

令和2年
7月15日
No. 1051

7月から市役所庁舎の壁面装飾をライトアップしています!

今号の主な記事

2面 新型コロナウイルス感染症関係情報 3面 「福生市・武蔵村山市」による2市合同職員採用説明会 5面 福生水辺の楽校に参加しませんか
6面 救急時に備えて「救急医療情報キット」を配布しています! 7面 高齢者救急代理通報システムが始まりました 8面 保健ガイド



～福生市制施行50周年記念事業～ 福生市オリジナル LINE スタンプ配信中!

たくさんのご投票、
ありがとうございました!

5月に実施した福生市オリジナル LINE スタンプ総選挙で「2,049件※」もの投票数から選ばれた40種類のスタンプを配信しています。

多摩弁や福生あるあるを表現したものとなっていますので、ぜひこのスタンプを使用して福生への郷土愛を深めましょう!

※1件の投票で複数のスタンプ候補を選択可

購入方法

- ① LINE STORE から120円で購入
 - ② LINE アプリのスタンプショップから50LINEコインで購入
- ※①②とも右記QRコードからアクセスできます。



▲「LINE STORE」QRコード



▲「LINE アプリのスタンプショップ」QRコード

【問合せ】総務課総務係 ☎ 551・1576

全40種類のスタンプを得票順でご紹介!

スタンプ	得票数								
	982		703		556		491		403
			700		545		465		381
			668		524		454		354
	743		658		522		442		311
			655		520		434		310
			653		508		428		290
	707		621		502		420		276
			619		497		416		258

新型コロナウイルス感染症関係情報は2面に掲載しています

新型コロナウイルス感染症関係情報

「ひとり親家庭支援事業」のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な影響を受けやすい、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、食料品等を提供する事業を東京都が実施します。

【対象】①都内在住で令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける方

②令和2年7月31日までに新たに東京都内で児童扶養手当受給の認定をされた方

【支援方法】対象の方に7月末～8月にカタログを送付します。その中から希望する品物を選び、「申込はがき」または「専用サイト」でお申し込みください。

【問合せ】子ども育成課子育て支援係 ☎ 551・1737

※カタログの内容についてはカタログに記載されている問合せ先へ連絡してください。



「福生市事業継続応援金」の申請を受け付けています

この応援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国や東京都または福生市等から各種支援や融資等を受けた市内に事業所・店舗等を有する中小企業者および個人事業主に対し、事業継続を支援するため、1事業者当たり一律10万円の応援金を給付する事業です。

下記の対象要件を満たしている事業者の方で、まだ申請がお済でない方は、お早めの申請をお願いします。

【申請期間】令和3年1月31日(日)まで(当日消印有効)

【対象】次の全ての要件を満たす事業者

- ①市内に営業実態のある事業所・店舗等を有していること
- ②令和2年4月10日以前に創業しており、申請日時点で事業を継続する意思があること
- ③次のいずれかの要件を満たすこと

- ・新型コロナウイルス感染症に関する国または東京都等が行っている各種支援を受けた事業者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、国や東京都または福生市等の融資制度を受けた事業者

【給付額】1事業者につき一律10万円※市内に複数の事業所・店舗を有する事業者への加算はありません。

【申請方法】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必要な書類を添付のうえ、郵送(〒197-8501 福生市本町5シティセールス推進課産業活性化グループ宛)でご提出ください。

※封筒の表に「応援金申請書類在中」と朱書きしてください。

【申請書類】福生市事業継続応援金給付申請書兼誓約書と要件を満たしていることが確認できる書類の写し※要項や申請書兼誓約書は、市ホームページからダウンロードまたは、もくせい会館1階シティセールス推進課窓口および福生市商工会(扶桑会館)でも配布しています。

【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699



▲事業案内ポスター

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する見込みとなり、後期高齢者医療保険料の納付が困難な方で、次の要件を満たす方は、後期高齢者医療保険料の減免が受けられる可能性があります。

- 【対象要件】①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年と比べて一定以上減少する見込みの世帯の方

※詳しくは保険年金課後期高齢医療係までお問い合わせください。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767



8月の無料相談【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

※新型コロナウイルス感染症の状況により、電話による相談の実施または中止となる場合があります。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談 ・行政相談	5日(木)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	6日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談 ・税務相談	11日(火) 27日(木)			
法律相談	1日(土)・12日(水)・19日(水)・26日(水)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	20日(木)	午後1時30分～4時		予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。 相談日以外は東京都都民の声課 ☎ 03・5320・7733 へ。
少年相談	21日(金)	午前9時～午後4時30分		予約制、警視庁八王子少年センター ☎ 042・679・1082 へ。 相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～正午、午後1時～4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること 子ども家庭支援課 ☎ 539・2555
教育相談			教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること※要事前予約 教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	消費者相談室(もくせい会館1階)	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699
事業資金相談	20日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【その他の相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(市役所代表 ☎ 551・1511)、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談(社会福祉協議会 ☎ 552・5027)

「J-ALERT」全国斉試験放送が行われまふ

地震・津波や武力攻撃などの災害時に、緊急情報を自動で放送するためのシステム「J-ALERT」の、全国一斉試験を行います。

試験当日は、防災行政無線から試験放送を行います。

【日時】8月5日(水)午前11時ごろ

【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

ご存知ですか? 検察審査会

▼検察審査員に選ばれたらご協力を!

「交通事故、詐欺などの被害にあったのに、検察官

市民のひろば

▼「九星気学」占い講座

基礎から応用・実占まで学べます。陰陽道師範の先生が親切・丁寧にご指導します。※初心者も歓迎

【内容】仕事、性格、人間関係、相性、健康、金運、運勢、将来、方位、家庭のことなど日常生活に役立つことばかりです。

【日時】7月18日(土)・25日(土) 午前10時～11時30分

【場所】さくら会館

【費用】3,000円(2回分)

【申込み】電話で大観倶楽部(明石) ☎ 090・3100・1151 へ。

がその事件を裁判にかけてくれない。」このような不服を持っている人のために「検察審査会」があります。費用は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

検察審査会では11人の審査員がこの事件の審査に当たります。審査員は、選挙権を持っている皆さんの中から「くじ」で選ばれます。

【問合せ】立川検察審査会事務局 ☎ 042・845・0292 (ダイヤルイン)

※裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp/kensin/)から「くじ」で選ばれます。

災害時の断水に備えましょう!

大規模な地震が発生した際、福生市での断水率は最大で64.7%になると想定されています(「首都直下地震等による東京の被害想定報告書※平成24年4月東京都」より)。断水したときに水を確保する方法を、あらかじめ確認しておきましょう。

○福生市の災害時給水ステーション(給水拠点)

断水時に水をお配りします。水を入れる清潔な容器(ポリタンクなど)をご持参ください。

施設名	所在地
①明神下公園	南田園 1-12-1
②福生武蔵野台浄水所	武蔵野台 2-32

このマークが目印です▶



○日ごろから断水の備えをしましょう!

災害時給水ステーション(給水拠点)に水をもらいに行く際に使う、水を入れる清潔な容器(ポリタンクなど)をご用意ください。また、普段から水道水のくみ置きをしておくことも有効です。

▼くみ置きのポイント

①ふたのできる容器に口元まで

清潔でふたのできる容器に、できるだけ空気に触れないよう、口元まで一杯に水道水を入れてください。

②1人1日3リットル

人間に必要な水の量は1人1日3リットルです。この量を目安に、3日分程度のくみ置きをしてください。

③常温で3日間、冷蔵庫では10日間

塩素の消毒効果は、直射日光を避けて常温で保存すれば3日程度、冷蔵庫で保存すれば10日程度持続します。日付をメモしておく便利です。また浄水器を通した水は、毎日くみ替えが必要です。

○断水に関する情報はこちらをご利用ください

東京都水道局ホームページ(<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp>)、Twitter(@tocho_suido、@tocho_suidoTama)等で随時お知らせします。



▲東京都水道局ホームページ



▲局公式Twitter (@tocho_suido)



▲多摩水道Twitter (@tocho_suidoTama)

【問合せ】東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部経営改善課 ☎ 042・548・5362

「福生市・武蔵村山市」による2市合同職員採用説明会を開催します

ご参加の際は、マスクの着用をお願いします。

【日時】8月3日(月)午後1時30分～3時10分

【場所】東京しごとセンター多摩第1・第4・第5会議室(国分寺市南町3-22-10)

【対象】次の①②に該当する方

①平成4年4月2日～平成15年4月1日生まれの方

②一般行政職を受験希望の方

※武蔵村山市の応募要件、募集職種は異なります。

【定員】先着100人(事前予約制)

【申込み】東京しごとセンター多摩ホームページまたは電話(☎042・329・4510)でお申し込みください。

【固定資産(土地・家屋)現況調査の実施について】令和3年度の固定資産税の課税にあたり、現況を把握するための調査を行います。

調査の際、職員は「徴税吏員証」を携帯します。敷地内に立ち入る場合もありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

また、本年中に土地・家屋の利用状況に変更があった場合、令和3年度から課税状況が変わる場合がありますので、ご連絡ください。

【調査期間】7月中旬～8月末

【問合せ】課税課資産税係 ☎ 551・1614

令和元年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

▼情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

この制度は、市が保有している情報が対象となり、公開することを原則としますが、個人のプライバシーに関する情報など公開できないものもあります。

・市政情報の公開請求などの状況

令和元年度の市政情報の公開請求などの状況は、表1のとおりです。

・情報公開審査会

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査し、情報公開制度の運営について審議します。令和元年度は、1回開催されました。

▼個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

・保有個人情報の開示請求などの状況

令和元年度の個人情報の開示請求などの状況は、表2のとおりです。なお、訂正請求および利用停止請求はありませんでした。

・保有個人情報取扱事務の届出状況

実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。令和元年度の届出状況は、表3のとおりです。

・目的外利用と外部提供の届出状況

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部ではかの

目的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供(外部提供)したりすることは、原則として禁止されています。しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合③緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。令和元年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表3のとおりです。

・個人情報保護審議会

この審議会は、個人情報保護制度の運営について審議し、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止などの決定に対する不服の申立てを審査します。令和元年度は、2回開催されました。

▼制度を利用するには

・請求の方法

市政情報の公開・自己情報の開示などの請求や相談…市役所第一棟5階「情報公開・個人情報保護コーナー(総務課)」にお越しください(電話などでは請求できません。請求書等については市ホームページからダウンロードして使用することもできます)。

※市政情報の請求は、インターネット(東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービス)を利用しても行えます。自己情報の開示などの請求時は、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)を、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っていることを証明する書類も提示してください。

・公開などの決定

市政情報の公開・自己情報の開示…請求があった日の翌日から14日以内に公開・開示するかどうかを決定し、お知らせします(公開・開示できない場合は、その理由をお知らせします)。

自己情報の訂正…必要な調査を行い、請求があった日の翌日から30日以内に訂正するかどうかを決定し、お知らせします(訂正しない場合は、その理由をお知らせします)。

・公開などの方法

市政情報の公開・自己情報の開示…お知らせした日時に原本の閲覧または写しの交付により行います

(公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります)。※自己情報の開示に当たっては、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

・費用

市政情報や自己情報の閲覧…無料
写しの交付や郵送…その作成などに係る費用
◆住民票の写しの請求など、別に法令などで手続きが定められているものについては、この制度は適用されません。

◆詳しくは市ホームページをご覧ください(制度の概要、運用状況、関係条文、請求書等を掲載しています)。

◆市役所1階に「情報コーナー」があります。市政情報について自由に見ることができ、コピー(有料)もできますのでご利用ください。

【問合せ】総務課法制係 ☎ 551・1536

〈表1〉市政情報の公開請求などの状況
()内は平成30年度の件数

区分	請求件数	決定内訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	34 (25)	22 (22)	9 (3)	3 (0)	0 (0)
任意的公開申出※	4 (5)	3 (5)	0 (0)	1 (0)	
合計	38 (30)	25 (27)	9 (3)	4 (0)	0 (0)

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

〈表2〉個人情報の開示請求などの状況
()内は平成30年度の件数

請求件数	決定内訳			不服申立て
	全部開示	一部開示	非開示	
12 (10)	6 (8)	4 (2)	2 (0)	0 (0)

〈表3〉保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用および保有個人情報外部提供の届出状況
()内は平成30年度の件数

実施機関	区分	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
市長		409 (396)	195 (191)	67 (65)
教育委員会		112 (112)	13 (13)	7 (7)
選挙管理委員会		7 (7)	7 (7)	3 (3)
監査委員		2 (2)	2 (2)	0 (0)
農業委員会		2 (2)	2 (2)	0 (0)
固定資産評価審査委員会		1 (1)	0 (0)	0 (0)
議会		4 (4)	0 (0)	0 (0)
合計		537 (524)	219 (215)	77 (75)

【広報ふっさ記事の訂正について】広報ふっさ7月1日号2面に掲載した福生市制施行50周年記念の記事内「写真でみる福生の昔と今」において、福生市役所の「昔」の年の表記に誤りがありました。正しくは「昭和45年」です。お詫びして訂正します。【問合せ】総務課総務係 ☎ 551・1576

マイナンバーカードの交付申請をされた方へ

現在、



申請から1か月半程度で順次、市役所から交付通知書を郵送しています。

交付通知書が届いている方は、記載してある必要なものを持参のうえ、市役所1階7番総合窓口課窓口にお越しください。表示されている保管期限を過ぎている保管理限を過ぎている期間経過後、受け取りに來られない場合は、再度通知を送ります。その後も受け

取りに來られない場合は、マイナンバーカードを廃棄

し

ます。もしカードが必要でない場合は、運転免許証等の本人確認書類を持参のうえ、取消の手續にご来庁ください。

また、本人からの電話でも取消の手續が可能です。

▼返戻金の通知カードを廃棄します

マイナンバーの通知カードは令和2年5月25日をもって廃止となりました。

返戻分の通知カードについて、受け取りの勸奨通知を送付後、通知に記載してある期限までに受け取られ

ない場合は廃棄しますので、ご了承ください。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

便利でお得な「コンビニ交付」をご利用ください！

【利用できる方】市内に住民登録をしている方でマイナンバーカードをお持ちの方

【取得できる証明書および手数料】①住民票の写し200円 ②印鑑登録証明書200円 ③課税（非課税）証明書200円 ④戸籍の附票の写し200円 ⑤戸籍の全部（個人）事項証明書450円

※①～④の各証明書は窓口

で取得する（300円）よりもお得です。⑤は本籍地が福生市の方に限ります。

【利用可能店舗】セブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなどの全国のコンビニエンスストア等（マルチコピー機設置の店舗に限る）

【利用時間】土・日・祝日を含む午前6時30分～午後11時（年末年始およびシステムメンテナンス日を除く）

※利用の際には、カード交付時に設定した4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問合せ】総合窓口課 ☎ 551・1595

7月の納税のお知らせ

7月は固定資産税・都市計画税（第2期）、国民健康保険税（第1期）、介護保険料（第1期）、後期高齢者医療保険料（第1期）の納期です。納期限は7月31日（金）です。お忘れのないようご納付ください。

口座振替は7月31日（金）の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金が課されます。

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました

令和元年中の所得に基づき算定された令和2年度の保険料額決定通知書をお送りしました。

令和2年度住民税課税所得（令和元年中の所得で算出）により、8月からの一部負担金の割合を見直します。

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しました

令和元年中の所得に基づき算定された令和2年度の保険料額決定通知書をお送りしました。

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

測定場所	熊川1571番地先誘導灯付近		福生市役所屋上	
	測定回数	前年同月比	測定回数	前年同月比
測定回数	1,528	604	208	4
昼間（午前7時～午後7時）	1,049	321	110	-46
夕刻（午後7時～午後10時）	461	284	98	51
夜間（午後10時～午前7時）	18	-1	0	-1
最高音圧レベル（デシベル）	113	10	87	-9
時間帯補正等価騒音レベル（デシベル）	64	1	47	1

【問合せ】環境課 環境係 ☎ 551・1640

【保険料】被保険者一人ひとりが納めます。保険料率は2年ごとに見直され、原則、東京都内で均一です。

【保険料の決め方】保険料の年額は均等割額と所得割額の合算（限度額64万円）です。

○均等割額：被保険者1人当たり44,100円

○所得割額：賦課のもととなる所得金額×8.72%

※後期高齢者医療制度加入前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方は、均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。所得割額はかかりません。

【保険料の納め方】保険料は、原則、公的年金から引き落とされますが、公的年金の受給額が年額18万円未満の方や新たに加入した方などは、納付書や口座振替で納めていただきます。納付方法など詳しくは決定通知書の案内文書をご覧ください。

○次の場合はいずれか1点：運転免許証、マイナン

【認定証の更新について】

①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
後期高齢者医療被保険者で、同じ世帯の全員が住民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」）を医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額が適用され、入院時の食費が減額されます。

②後期高齢者医療限度額適用認定証（3割負担の方）
後期高齢者医療被保険者証の自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の方は、「後期高齢者医療限度額適用認定証」（以下「限度額適用認定証」）を医療機関の窓口で提示すると、窓口で支払う保険適用の医療費の自己負担限度額が適用されます。

後期高齢者医療の被保険者証が8月から新しくなります

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証（青竹色・B7サイズ）の有効期限は7月31日（金）までです。8月1日（土）から使用する新しい被保険者証（オレンジ色・カードサイズ）は、7月中に簡易書留・転送不要郵便で送付します。

不在の場合は郵便受けに「郵便物等お預かりのお知らせ」が入りますので、郵便局に連絡し再配達を依頼するか、直接郵便局へ受け取りに行ってください。

なお、郵便局の保管期間を過ぎると被保険者証は市へ戻されます。8月になっても被保険者証が届かない場合は、保険年金課後期高齢医療係へお問い合わせください。

また、有効期限が切れた被保険者証（青竹色・B7サイズ）は使用できなくなりますので、8月1日（土）以降に保険年金課後期高齢医療係にお返しいただくか、ご自身で破棄してください。

▼8月から医療機関の窓口で負担する割合が見直されます

医療機関の窓口で支払う後期高齢者医療費の一部負担金の割合は、世帯の住民税課税所得により、1割または3割となります。

令和2年度住民税課税所得（令和元年中の所得で算出）により、8月からの一部負担金の割合を見直します。

【1割負担】同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員が、いずれも住民税課税所得が145万円未満の場合

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者は、住民税課税所得が145万円以上であっても、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合

【3割負担】同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

▼3割負担の方でも次の条件を満たす方は、1割負担になります

世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が、
【1人の場合】前年の収入額が383万円未満
※被保険者と同じ世帯の70歳～74歳までの方との前年の収入合計額が520万円未満のときも1割負担となります。

【2人以上の場合】前年の収入合計額が520万円未満

※該当すると思われる方には、「後期高齢者医療基準収入額適用申請書」を7月上旬に送付しましたので、保険年金課後期高齢医療係に申請してください。申請が認められると3割から1割に変更となります。

【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

【問合せ】収納課 ☎ 551・1578

ふみみの削減のため、買物にはマイバッグを持参しましょう

福生水辺の楽校に参加しませんか

①令和2年度「福生水辺の楽校」登録者募集

登録制（無料）で、年間を通じた活動です。多摩川の自然の中で一緒に遊び、学びませんか。

【対象】中学3年生まで（未就学児は要保護者同伴）

【申込み】登録申込書（市役所第二棟2階環境課環境係窓口で配布、または市ホームページからダウンロード）を環境課環境係へ持参、またはファクス（☎552・9433）でお申し込みください。

▼年間予定表について

令和2年度は、8月から活動を開始します（右表）。

市ホームページおよび市内公共施設でもご覧になれます。

②福生水辺の楽校多摩川サポーターズ参加者募集「水辺の散策路ごみ拾い&草刈り」

今年度最初の活動として、水辺の散策路をみんなできれいにします。

【日時】8月2日(日)午前9時～正午

【集合場所】川の志民館

【対象】中学生以上（小学生以下でも参加可。未就学児は要保護者同伴）

【持ち物】軍手、タオル、飲み物

▼令和2年度福生水辺の楽校年間予定表

実施日	時間	活動テーマ
8月2日(日)	午前9時～正午	水辺の散策路ごみ拾い&草刈り※
8月10日(祝)	午前9時30分～11時30分	多摩川の魚をつかまえよう
	午後1時～3時	水生生物をつかまえて水質をしらべよう※
9月13日(日)	午前9時30分～11時30分	多摩川の魚をつかまえよう
	午後1時～3時	誰でもできる簡単釣り体験
10月11日(日)		バッタをゲット
11月8日(日)	午前9時30分～11時30分	多摩川バードウォッチング
		クリスマスリースを作ろう
12月13日(日)	午後1時～3時	手作り凧あげ
1月上旬	午前10時～正午	川原のごみ拾い※
2月14日(日)	午前9時30分～11時30分	かくれんぼ広場で冒険遊び
3月14日(日)		多摩川バードウォッチング

（※印のある活動は、中学生向けですが小学生以下でも参加可。）

【服装】長袖シャツ、長ズボン、運動靴

【申込み】7月31日(金)までに環境課環境係☎551・1718へ。

年金日より

▼「付加保険料」を納付すると大変お得です！

付加保険料とは、第一号被保険者および任意加入被保険者の方を対象に、国民年金保険料とあわせて付加保険料（月額400円）を納付することで、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が

上乗せされ、年金額を増やすことができる制度です。付加年金の受給額は「200円×付加保険料納付月数」となり、2年以上受け取るため、2年以上受け取るための付加保険料以上になるため大変お得です。また、受け取る付加年金は定額のため、物価などによって増額・減額はしません。付加保険料は納付申込み

からの納付となるので、納付をご希望される方はお早めにご相談ください。※国民年金基金に加入の方は、付加保険料を納付できません。【問合せ】保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

東京労働局からのお知らせ

令和2年4月1日から

パートタイム・有期雇用労働法が施行され、正規社員と非正規社員（パート、アルバイト等）の間の不合理な待遇差が禁止されます。※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、令和3年4月1日からです。また、令和2年6月1日から、パワーハラスメント対策が事業主の義務となりました。※中小企業は、令和4年3月31日までは努力義務です。

対策内容や社内規定の作成例等を開設したパンフレットは、東京労働局ホームページからダウンロードできますので、参照のうえ、安心・安全な職場環境整備にお役立てください。（東京労働局パートタイム労働法、「東京労働局 ハラスメント対策」で検索してください）

【問合せ】東京労働局雇用環境・均等部指導課 ☎03・3512・1611

東京しごとセンター多摩の就業支援

東京しごとセンター多摩では、面接会などの就職支援を行っています。

①就職面接会（青梅市会場）

4社程度の企業が参加予定です。

【日時】8月5日(水)午後1時～4時（午後0時30分～3時受付）

【場所】ネットたまぐーセンター（文化交流センター）

ごみ・資源収集情報	
ごみが43t減ったよ!	資源の割合が4%増えたよ!
令和2年5月1,056t	令和2年5月367t (26%)
令和元年5月1,099t	令和元年5月310t (22%)

※資源の割合 = 資源収集量 ÷ ごみと資源収集量

資源回収団体による資源回収量	
令和2年5月	23t
令和元年5月	88t

8月の資源回収予定

実施団体	実施日
福栄福寿会	1日(土)
牛浜第一町会	2日(日)
熊川牛浜町会	
鍋ヶ谷戸第一町会	
鍋ヶ谷戸第二町会	
福東幸せ会（熊川第2アパート）	
本町第八第一町内会	9日(日)
牛浜第二町会	
富士見台町会	
本町町会	
志茂第二町会	16日(日)
鍋二福寿会	
原ヶ谷戸町会	
福生団地自治会	
南町会	
南田園二丁目町会	
武蔵野町会	
熊川牛浜町会	
青少年育成加美地区委員会	
南田園三丁目町会	

収集地域は実施団体地域内です。天候などにより変更する場合があります。【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎551・1731

【定員】30人程度（先着予約制）

②面接会直前対策セミナー（全年齢対象）

就職面接会の事前対策セミナーです。

＜福生市会場＞

【日時】7月29日(水)午後2時～4時（午後1時30分から受付）

【場所】もくせい会館3階（福生市本町18）

【定員】30人程度（先着予約制）

＜青梅市会場＞

【日時】8月5日(水)午前10時～正午（午前9時30分から受付）

【場所】ネットたまぐーセンター（文化交流センター）

※青梅市上町374

【定員】30人程度（先着予約制）

①・②共通

【申込み】東京しごとセンター多摩ホームページ（<https://www.tokyoshigo.to.jp/taama>）または電話 ☎042・329・4510

川のはらみ館は、多摩川に関する情報の収集・発信や環境学習の支援等を目的に運営されています。ぜひご利用ください。

【開館日】毎週土・日曜日（年末年始を除く）

【開館時間】午前10時～午後4時

【所在地】南田園3-64-2

※8月10日(祝)～26日(水)は開館します。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】環境課環境係 ☎551・1718

クビアカツヤカミキリを見つけたら

クビアカツヤカミキリは、サクハラやウメ、モモなどの樹木に産卵し、幼虫が樹木の内部を食い荒らす外来昆虫です。食害により枯死等の被害が出るおそれがあります。



▲クビアカツヤカミキリ

また、成虫およびフラスが発生している樹木の目撃情報の提供もお願いします。

【問合せ】環境課環境係 ☎551・1718

平成30年に特定外来生物

に指定されたため、飼育や販売、生きたまま持ち運ぶことは違法となります。成虫のクビアカツヤカミキリを見つけたら、被害の拡大を防ぐため、その場で踏みつぶすなどの駆除にご協力いただき、併せて環境課環境係へご連絡をお願いします。

また、成虫およびフラスが発生している樹木の目撃情報の提供もお願いします。

【問合せ】環境課環境係 ☎551・1718

～柔道整復師が指導する～「筋力向上トレーニング（第2クール）」開催！

柔道整復師の指導による筋力向上トレーニングを行います。1回45分程度の運動で、週に1回開催します(全12回)。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、参加者の健康管理、マスクの着用や手指消毒を徹底し、感染防止に配慮した定員数や運動強度を心がけて実施します。

【実施期間】9月～12月

【実施場所】右表をご参照ください。

【対象】市内在住の65歳以上の方で、介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」「事業対象者」に該当せず、医師から運動制限を受けていない方

※各施設の定員を超えて申込みがあった場合は、初めての方や、中止になった第1クール当選者を優先します。

【申込み】7月15日(水)～8月7日(金)の間に印鑑を持参し、市役所1階9番介護福祉課地域包括支援センター係 ☎551・1537、または福祉センター2階地域包括支援センター熊川へ(事前電話は不要です)。

▼施設別トレーニング開催スケジュール表

施設名	開始時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
あきやま整骨院	午後0時30分	●	●	●	●	●	●
	午後1時45分	●	●	●	●	●	●
牛浜大野接骨院	午後0時15分	●	●	●	●	●	
	午後1時15分	●	●	●	●	●	
内浦接骨院	午後0時20分	●	●	●	●	●	
	午後1時30分						●
勝田接骨院	午後0時30分	●	●	●	●	●	
	午後1時30分	●	●	●	●	●	
さかい鍼灸接骨院	午後1時	●	●	●	●	●	
	午後2時	●	●	●	●	●	
拝島堂整骨院	午後0時45分			●		●	
	午後1時45分			●			
おけ接骨院・はり灸院	午後1時15分	●	●	●	●		

【注意事項】各院●印の曜日で開催していますが、定員があります。また、初回は9月初旬の予定です。

高次脳機能障害専門相談
「こんな症状でお困りではないですか？」
脳卒中や交通事故のあと、新しいことが覚えられなくなったり、感情や欲求

のコントロールがしにくい等の原因は、もしかしたら「高次脳機能障害」かもしれません。
ご家族だけで抱え込まず、まずはご相談ください。
【日時】8月11日、9月8日、

10月13日、11月10日の各火曜日午後2時～4時
【場所】市役所
【対象】市民の方など
【相談員】作業療法士および保健師等
【申込み】相談日の1か月前から障害福祉課 ☎551・1742へ。

高齢者居住支援特別対策事業

申請時において、次の①～⑥のすべてに該当する世帯に対し、居住支援特別給付金を支給します。
※生活保護を受けている世帯は対象になりません。
【対象条件】①満65歳以上の一人暮らし世帯または、満65歳以上の方を含む満60歳以上の方のみの世帯
②市内に引き続き3年以上住所を有すること
③自らが居住する賃貸住宅(公営、東京都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構、その他公的資金による住宅を除く)を借り、その家賃(月額5,000円以上70,000円以下)を支払っていること
④令和元年の収入が生活保護法に基づく保護の基準の15倍以内の世帯
⑤市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を滞納していないこと
⑥ほかから家賃に対する公的補助を受けていないこと
※給付額は、月額5,000円(8月、12月、4月にそれぞれその前月の分までを

救急時に備えて「救急医療情報キット」を配布しています！

キットの流れ



●この事業は10年を経過し、現在1,850の方が利用しています！

救急車を呼ぶような緊急時には、意識を失うなどしてご自身の状況を救急隊員に説明できない事態が想定されます。救急医療情報キットは、あらかじめ医療情報を書いたカードを専用の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急時に備えようというものです。
【対象】市内在住で65歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方など
【申込み】保険証などの住所が分かるもの・各手帳を持参のうえ、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751へ。

●なぜ冷蔵庫に保管するの？

かけつけた救急隊員がすぐに救急医療情報キットを探し出す必要があるからです。ほとんどのお宅で冷蔵庫は台所にあるので、キットがどこにあるのかすぐにわかります。また、キットがあることを救急隊員に示す目印として、キットと一緒に配布するステッカーを玄関ドアの内側と冷蔵庫に貼ってください。

●情報が古くならないために

キットに保管する医療情報はいつも最新のものに取り替えてください。古い情報のままだと適切な処置を受けることができません。情報の更新忘れを防ぐために、市からキット保管者に年に1回(3月ごろ)更新のお願いの通知を送付します。

支払います。)
【申込み】市役所1階9番介護福祉課窓口にある申請書に、住宅賃貸借契約書の写し・家賃を支払っていることを確認できる書類(直近6か月分)等を添えて、介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751へ。

令和2年度「みの散乱防止と3Rを進めるためのポスター・標語コンテスト」の作品募集！
不法投棄等によるごみの散乱防止と3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動を進めるための作品を募集します。
【対象】市内在住・在学の小中学生
【募集区分】小学1年生～3年生の部
小学4年生～6年生の部
【規格】①ポスター部門：〈大きさ〉B版四つ切り(38.0cm×54.0cm)またはB3版(36.4cm×51.5cm)
〈画材〉クレヨン、水彩絵の具等
②標語部門：郵便はがきまたは、はがき大の用紙に記載

【応募方法】作品の裏面に住所・氏名(ふりがな)・学校名・学年・電話番号を明記し、郵送(〒197-8501福生市本町5環境課ごみ対策係宛)または直接市役所第二棟2階環境課ごみ対策係窓口へご持参ください。
【応募締切】9月3日(木)期限内必着
【注意事項】応募は部門ごと、1人1作品までです。
応募作品は市の各種広報等に使用するほか、市役所での展示も予定しています。その際、氏名・学校名・学年を公表する場合があります。

「令和2年度介護保険料納入通知書」の訂正について

7月1日付で送付した「令和2年度介護保険料納入通知書」に記載の所得段階別介護保険料の表中の年度表記に誤りがありました。

表中「令和元年度介護保険料(年額)」とあるところ、正しくは、「令和2年度介護保険料(年額)」となります。なお、保険料(年額)につきましては誤りはありません。お詫びして訂正します。

【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎551・1764

費用の記載のない事業は無料です

高齢者救急代理通報システム が始まりました

一人暮らし等の高齢者が家庭内で緊急の事態に陥った際に、無線発報器等を用いて民間の受信センターへの自動通報を行います。

24時間体制で待機しているスタッフが対応し、状況に応じて救急車の要請や安否確認の人員の派遣を行い、高齢者の安全を確保します。

【対象】65歳以上で単身世帯または高齢者のみの世帯であり、慢性疾患があるなど、常時注意を要する状態にある方

【利用料金】月額594円（月額基本利用料の2割）

【申込み】介護保険証と印鑑をご持参のうえ、市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係（☎551・1751）へ。

「ひとりでは悩まず、まず相談を」身近な法律相談



高齢者・障害者の皆さんの遺産相続・財産管理・遺言書作成・人権擁護・成年後見などについて、弁護士が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

健康コーナー

▼熱中症予防を知っていますか？「暑さ指数」

熱中症による死亡者数・救急搬送者数は増加傾向にあります。さらに今年の夏は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「新しい生活様式」が求められており、マスクの着用が推奨されています。



を考慮し、マスクを外すようにしましょう。今回、注目したいのが暑さ指数(WBGT)です。暑さ指数とは、人間の熱バランスに影響の大きい、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指数です。気温と同じ単位の「℃」で示され、暑さ指数が28℃以上になると熱中症になりやすくなります。また、湿度が高いと汗が蒸発しにくく熱中症になりやすくなるため、同じ気温でも、湿度が高い方が暑さ指数は高くなります。

7月の事業の開催日は、児童館のホームページに掲載しています。詳しくは、右記のQRコードからご覧ください。



▲QRコード

【主催】公益社団法人東京都助産師会西多摩地区分会
【問合せ】森田助産院 ☎551・0323

図書館からのお知らせ

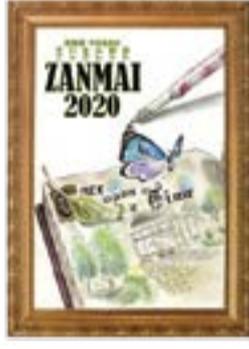
図書館と学校司書がおすすめる小・中学生用福生版すいせん図書リストが完成しました！



▼「福生版すいせん図書2020」(小学校低学年・中学年・高学年向け)



▼「ZANMAI 2020」(ヤングアダルト向け※中高生)



市内図書館でリストの配布と紹介本の展示を行います。ぜひご覧ください！
【問合せ】中央図書館 ☎553・3111

【問合せ】熊川児童館 ☎539・1515、田園児童館 ☎552・3133、武蔵野台児童館 ☎553・8822

助産師と話そう

地域の助産師による無料の相談会です。



「助産師からのお話」を午前10時30分から開催します。7月のテーマは「楽しく母乳育児」です。

お一人でもお子さん連れでも、お気軽にお越しください。

【日時】7月31日(金)午前10時～正午

【場所】子ども応援館1階子育て地域活動室

※直接お越しください。

【対象】妊産婦、子育て中の保護者(0歳児から可)、祖父母等

子宮頸がん・乳がん検診のお知らせ

対象者に、がん検診推進事業子宮頸がん・乳がん検診のご案内を7月下旬に発送します。同封の無料クーポン券をご利用のうえ、受診してください。

【期間】8月1日(土)～令和3年1月30日(土)

【対象】下記の生年月日に該当する方

〈子宮頸がん検診〉平成11年4月2日～平成12年4月1日

〈乳がん検診〉昭和54年4月2日～昭和55年4月1日

【検診内容】〈子宮頸がん検診〉細胞採取・細胞検査
〈乳がん検診〉マンモグラフィほか

【検診実施機関】〈子宮頸がん検診〉岡村クリニック、大聖病院、公立福生病院
〈乳がん検診〉大聖病院、公立福生病院

※公立福生病院は8月、11月、1月のみ実施。詳細は、同封の受診案内をご確認ください。

【問合せ】保健センター ☎552・0061

成人・高齢者歯科健康診査のお知らせ

お口の中の衛生や歯周疾患の予防のために、ぜひ受診しましょう。

※口腔がん検診を含むものではありません。

【期間】9月1日(火)～30日(水)※医療機関によって土・日曜日が休診になる場合があります。

【場所】市内の指定歯科医院

【対象】〈成人歯科〉市内在住の40・50・60・70歳の方
〈高齢者歯科〉市内在住の65歳以上の方※70歳を除く(年齢は令和2年4月1日現在)

【定員】〈成人歯科〉約140人
〈高齢者歯科〉約650人

【健診方法】医療機関による個別健診

【費用】無料
※健診の結果、精密検査や治療が必要となった場合の費用は自己負担となります。

【申込方法】8月下旬ごろ、対象者にはがきを送付しますので、はがきに記載してある医療機関に、8月24日(月)から直接予約を入れてください。保健センターへの申込みは不要です。

※定員になり次第、予約受付を終了します。

【問合せ】保健センター ☎552・0061

発行・福生市／編集・企画財政部秘書広報課／〒197-8501 福生市本町5-042-551-1511(市役所代表)／毎月1日・15日発行



保健ガイド ※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合があります

【問合せ・申込み】保健センター ☎ 552・0061

事業名	日時	場所	対象・定員
①健康相談 専門職による相談、健康機器による測定	8月6日(木)・20日(木) 午前9時30分～11時	市役所1階ロビー	20歳以上の方
②育児相談 身体計測、育児相談、母乳・栄養相談	8月7日(金)午後1時30分～2時30分 8月26日(水)午前9時30分～10時30分	子ども応援館	乳幼児(0歳～未就学児)と保護者
③離乳食教室 離乳食の作り方、進め方など	〈前期・中期食〉 8月12日(水)午前10時～11時30分※要申込み 〈中期・後期食〉 8月27日(水)午前10時～11時30分※要申込み	保健センター	離乳食開始時期の乳児と母親等・先着10組 7か月～1歳未満の乳児と母親等・先着10組
④すくすく歯科健診(乳幼児歯科健康診査)	8月5日(水)・19日(水) 午後1時～2時※受付終了済 ※母子健康手帳・歯ブラシ・コップ・タオル持参	保健センター	3歳11か月になる月までの乳幼児※希望者は次回以降の健診予約となります。
⑤パパママクラス(8・9月コース) お産の話、母乳育児の話、栄養の話、お風呂の入れ方等	8月15日(土)・20日(木)、9月12日(土)・17日(水) 午後1時30分～3時30分 ※要申込み	保健センター	これからパパ・ママになる方、祖父母等・先着10組程度

【申込み】①・②は不要。③・④・⑤は7月20日(月)から、保健センターへ。

○妊娠届出書の提出および「母子健康手帳」の交付は保健センターです。
○赤ちゃんが生まれたら、出生届と一緒に出生通知票を総合窓口課へ出しましょう。

8月の休日診療

※保険証をご持参ください。

診療時間	休日診療	準夜診療	調剤薬局	歯科休日診療
	午前9時～11時45分 午後1時～4時45分	午後5時～9時45分		午前9時～正午 午後1時～5時
2日(日)		羽村市平日夜間急患センター 羽村市緑ヶ丘5-1-2(羽村市役所裏) ☎ 555・9999		せきぐち歯科 熊川449 ☎ 551・5456
9日(日)		ひかりクリニック 本町95-3 ☎ 530・0221	ホッタ晴信堂薬局 本町店 本町95-15 ☎ 530・7953	浜崎歯科 福生1078-11第2栄和ビル ☎ 530・2729
10日(祝)	福生市休日診療所 福生2125-3 ☎ 552・0099	栗原医院 瑞穂町箱根ヶ崎61 ☎ 557・0100		山口歯科クリニック 南田園2-5-39 田園ビル1F ☎ 553・8182
16日(日)		熊川病院 熊川154 ☎ 553・3001	加藤薬局東福生店 武蔵野台1-1-7-1F ☎ 553・7563	吉野歯科医院 福生887-6 星野マンション1F ☎ 551・3050
23日(日)		ひかりクリニック	ホッタ晴信堂薬局 本町店	荒木歯科医院 牛浜130 ☎ 551・3243
30日(日)		羽村市平日夜間急患センター		エビナ歯科 福生1059 ☎ 551・8241

※平成31年4月から準夜診療の実施場所が指定医療機関となりました。処方せんは指定薬局にお持ちください。年齢・症状によっては、他医療機関を紹介する場合があります。事前にお問い合わせください。

8月の乳幼児健康診査

※母子手帳をお忘れなく。また、対象・受付時間を変更する場合があります。

健診名	健診日	対象児	受付場所・時間
3か月児	18日(火)	令和2年4月生まれ	保健センター 午後0時45分～1時45分
6か月児	満月齢後の6・7か月期	令和2年2月生まれ※受診日時点で生後6か月0日以降の乳児	個別健診。通知はしません。3か月児健診の際に交付した受診票を持参し、都内の指定医療機関で受診してください。
9か月児	満月齢後の9・10か月期	令和元年11月生まれ※受診日時点で生後9か月0日以降の乳児	
1歳	25日(火)	平成31年1月生まれ	保健センター 午後0時45分～1時45分
6か月児			
3歳児	4日(火)	平成29年7月生まれ	

各種検(健)診のお知らせ

①大腸がん検診

【検査内容】便潜血検査

②胸部レントゲン検査

【検査内容】胸部X線直接撮影

③胃・肺がん検診

【期間】8月1日(土)～10月31日(土)

【場所】市内医療機関(市ホームページから大腸がん検診・胸部レントゲン検査実施医療機関一覧をご参照ください。)

【対象】市内在住の35歳以上の方(年齢は令和2年4月1日現在)

【受診方法】直接医療機関で受診してください。

※国民健康保険に加入している40～74歳の方および75歳以上の方は市内で実施している健康診査と一緒に受診できます。

【申込み】7月31日(金)までに市ホームページから電子申請(7月31日(金)午後10時まで)または、往復はがき(当日消印有効)でお申し込みください。

【日時】9月14日(月)・30日(水) 午前9時～正午

【場所】保健センター

【対象】市内在住の35歳以上の方(年齢は令和2年4月1日現在)

【定員】75人(定員を超えた場合は抽選)

【検診方法】検診車による集団検診、バリウム投与・胃間接撮影、胸部X線直接撮影、喀痰検査(必要な方のみ)

◆次の方は受診できません
1年以内に胃・肺を手術した方/現在、胃・肺または十二指腸を治療中または経過観察中の方/胃・肺の検査を受診後、1年を経過しない方/妊娠している方/その他病気を治療中の方

◆次の方は申込み前に保健センターへご連絡ください
1年以内に手術(胃・肺に限らず)をした方

※当日の間診結果によっては検診が受診できない場合があります。

【申込み】7月31日(金)までに市ホームページから電子申請(7月31日(金)午後10時まで)または、往復はがき(当日消印有効)でお申し込みください。

【日時】9月14日(月)・30日(水) 午前9時～正午

【場所】保健センター

【対象】市内在住の35歳以上の方

【往復はがきの書き方】

〈往信・表〉〒197-0011 福生市福生2125-3 福生市保健センター

〈往信・裏〉①住所②氏名③生年月日④年齢⑤電話番号⑥希望検診日⑦希望日9月14日(月)または9月30日(水)のいずれかを記載

〈返信・表〉ご自分の住所・氏名

〈返信・裏〉無記入

※往復はがき1枚につき1人の申込みです。記載内容に不備があると受診できませんのでご了承ください。

【注意事項】・受診の結果、精密検査や治療が必要な場合は自己負担となります。・受診結果によっては、保健センターから連絡が行く場合があります。

④乳がん検診、子宮頸がん検診、骨密度測定健診

5月の受診券をお持ちの方の振替実施月は8月となります。

【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

医師会だより

新型コロナウイルスのワクチンについて

私はこの原稿を5月の連休明けに書いていて、現在、新型コロナウイルス感染症のため緊急事態宣言が出されています。そこで1日も早い治療薬とワクチンが待たれるところです。

治療薬は、新薬を一から開発するには最短でも数年はかかるため、転用できそうな薬を片っ端から試しているのが実情です。

ではワクチン開発はどうかというと、こちらの方が治療薬以上に一筋縄ではいかない可能性があります。

そもそもワクチンとは、弱めた病原体や病原体に似た物質のことを言います。ワクチンが体の中に入ると、人間がもともと持っている免疫力で病原体に対する抗体が作られます。この抗体があることで、病気にかかりにくくなり、かかったとしても症状が軽く済むようになります。

ワクチンは大きく分けて2種類あります。1つは弱毒生ワクチンで、病原性を大幅に減弱させた病原体から作製します(ポリオ、麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、BCGなど)。もう1つは不活化ワクチンで、病原体を殺し(不活化)、生体内で増殖できない状態にして作製します(日本脳炎、B型肝炎、インフルエンザなど)。

現在、新型コロナウイルスに対するワクチン開発もさまざまな方法で進められています。通常であれば完成に10年近くかかるワクチンを、各国政府は規制緩和など特例措置により早期開発するように後押ししており、急ピッチな開発の中で効果や安全性をどう確保するのが課題になっています。

例えば、ウイルスはすぐに変異してしまうので、変異したとしても効くワクチンを開発しなければならないですし、新型コロナウイルス感染症にかかる逆と病状が重くなってしまう抗体依存性感染増強の副作用はワクチン開発の大きな障壁になっています。

1日でも早く、安全で安心な治療薬・ワクチンができることを祈念して、この原稿を書かせていただきました。

【文責】宮川和子医師

市役所は祝日の土曜日を除き、一部の部署で毎週土曜日開庁しています。(午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く)毎週水曜日は一部の部署で午後8時まで開庁時間を延長しています。